

# 令和4年度千葉県国土利用計画地方審議会議事録

## 1 会議の日時及び場所

日 時 令和5年1月16日（月曜日）午後2時から3時35分まで  
場 所 三井ガーデンホテル千葉 4階 天平

## 2 出席者の氏名

### (1) 審議会委員

北原理雄会長（議長）、秋葉就一委員、阿部俊昭委員、石川幹子委員、市原淳委員、伊藤昌弘委員、小坂泰久委員、櫻井清一委員、佐藤健二郎委員、志賀和人委員、中村暁美委員、三沢智委員、宮本泰介委員、山崎文雄委員（計14名）

### (2) 事務局職員

高橋総合企画部長、富沢地域づくり担当部長、相澤地域づくり課長  
総合企画部地域づくり課 坂副課長、宮崎企画調整班長、森川副主査

## 3 議事録署名人

北原会長が櫻井委員及び中村委員を指名。

## 4 会議に付した議題

- (1) 千葉県土地利用基本計画図の変更について（諮問）
- (2) 県土利用のモニタリングに関する調査について（報告）

## 5 議事の概要

### (1) 千葉県土地利用基本計画の変更について（諮問）

#### （議事説明）

議 長 事務局から説明をお願いする。

事 務 局 〔資料1-1「千葉県土地利用基本計画図（変更概要）」、資料2-1「千葉県土地利用基本計画図（変更案）」及び資料1-3「議案説明資料」に基づき説明〕

議 長 それでは、審議いただく。質問・意見のある方は発言をお願いする。

#### （土地利用基本計画図の変更手続きについて）

山崎委員 土地利用基本計画図は、例えば今回、太陽光発電施設や工業団地の整備が終わった後に変更するという、つまり後追いで決めることなのか。開発するときにはまた別の法律で開発許可を出している。成田空港や高速道路の土地利用は、本審議会で認めた後に実際に開発に進むという理解でよいのか。

事務局 森林地域については、まず開発許可について森林審議会ですらに議論いただき、その後、開発が終わってから地域森林計画を変更して、それを土地利用基本計画図に反映させる。森林地域以外の都市地域や農業地域などの変更は個別規制法の手続より前又は同時に手続を進めることとなる。

山崎委員 実際、開発が完了しているのに、この場で計画図を変更することに反対しても意味がない。この審議会は計画図の変更を認めるだけで、開発行為を認めるということとは別という理解でよいのか。

事務局 いわゆる個別規制法に基づく規制区域の変更については、個別規制法の審議会等でそれぞれ審議をしている。この土地利用基本計画は個別規制法の上位計画という位置づけであり、本審議会では大所高所の視点からご意見をいただき、それを今後の県政に反映させていくことになる。

### (森林の水源涵養機能について)

石川委員 太陽光発電施設の開発により、森林が大きく減っている。森林は道路や草地などの他の土地利用に比べ、雨水浸透能力が格段に高い。国では、多発する大規模災害に対応するため、河川法を改正し、流域治水などの取組が進められているところである。

森林地域に住宅団地などが開発される際、調整池を設置するなどの対応がとられるが、近年、気候変動により災害が多発している中、県土全体で気候変動に対し適応できるよう対応していく必要があると思う。

そこでお伺いしたいのが、太陽光発電施設などで森林を開発する際に雨水浸透能力がどれだけ失われるかについて計算されていると思うが、そうした水源涵養機能の代替措置というものが何かなされているのか。現状を教えてください。

事務局 森林が持つ水源涵養機能は非常に重要であり、広域的にも価値が非常に高いと考えている。今、気候変動が大きな問題となっている中で、林地開発においては、水源涵養能力についても審査項目になっているので、個別規制法の審査において適正に行われていると考えている。

県の林地開発審査基準については、基本的に国の基準に準じて策定しているが、本県の地域特性を考慮して県独自の既定を設け、林地開発行為の適正化に努めているところである。

石川委員 国の基準はあると思うが、千葉県は北海道などの森林と全然違う。気候変動による大規模災害に対する脆弱性について、県独自で何か考えているのか。独自に考えていないとすれば非常に大きな問題だと思う。

森林課 基本的に林地開発に当たっては、防災的な観点から、調整池や浸透池といった施設を設置する。それらの施設は50年確率などの確率に基づいて雨量計算の基準があるが、森林が持つ水源涵養能力はもっと

効果が高いものであると考えられるため、防災施設として水源涵養能力すべてがカバーされているわけではないというのが実情だと思う。

林地開発では防災施設以外にも残置森林を残すようなかたちで、緩衝帯という部分も許可基準として設定しているが、太陽光発電パネルを設置することによって、もともと森林だった場合と比べて、雨水の流出が多くなるため、ある程度施設などを設置したとしても、すべてを代替するものではないというのが実情である。

また、県独自の審査基準で防災施設の設置を義務付けているかという点、当然林野庁から示されている基準を基に、県の数値や気象データを使って基準等を定めている部分はあるが、水源涵養部分に対して県独自の基準を持っていないのが実情である。

ただ近年、太陽光発電施設については、全国各地での事故もあり、国でも基準の見直し等も行われている中で、県としては国の動向を注視し、県の審査基準について、必要に応じ変えていくことも必要であると考えている。

石川委員 近年の気候変動に対し、喫緊に何とかしなければいけないものに対し、森林の分野については、国も含めて遅れていると思う。限りある県土を県民が安心できる場所として担保していくための国土利用計画・土地利用基本計画だと思うので、太陽光発電施設も大事だが、非常に大事な森林なので、気候変動に対して県庁全体で検討するような場をぜひ検討いただきたい。

#### (圏央道の構造及び排水処理について)

秋葉委員 圏央道の林地開発行為の関係だが、道路の構造はすべて高架橋となっているのか。また、その道路上に降った雨水はどのように処理され、最終的にはどこに流れるのか。

事務局 圏央道の構造については、一部高架となっているが基本的には盛土構造となっている。雨水については、側溝があるのでそこから調整池等に流すかたちで処理され、最終的には河川へ流すと思われる。

#### (森林地域の諮問面積・災害等に対応した森林管理について)

志賀委員 国の林地開発制度では1ha以上について許可が必要となるが、1haに満たない開発に対して、県条例の規定により届出が必要となり、指導できる開発と、その面積以下で届出が必要ない開発がある。本審議会に諮問する案件は国の林地開発許可制度に基づく1ha以上の開発なのか。

それと、先程石川委員から非常に重要な視点で意見があった件について、千葉県では台風による森林被害からの復旧を進めているところであるが、そういった気候変動や生物多様性など、様々な国際的な課題をいかに地域に即して総合的に解決していくかということが、

今後の森林管理において重要であると思っている。森林課で検討されていると思うが、意見として付け加えさせていただく。

事務局 諮問の面積要件についての質問だが、千葉県では平成15年に審議会でご審議いただき、森林地域に限り、5ha以上の変更案件について、諮問させていただいている。なお、小規模の森林面積についても、面積管理は行っている。

#### (開発後の危険調査について)

中村委員 他県で開発によるがけ崩れが発生するなど記憶に新しいと思うが、大規模な森林開発を行うと開発区域だけではなく、周囲に及ぼす影響もあると思う。そうした災害時に土砂崩れが起きた箇所などは把握しているのか。もしくは開発完了後、災害が起きた際に現地調査をしているのか。

事務局 土砂災害警戒区域の指定に当たり、危険な地域の調査はしている。

中村委員 それは開発の前後で調査しているということか。開発によって地形が大きく変わってくると思う。

事務局 開発前後で調査しているわけではなく、ある時点の現況で調査を行い、土砂災害警戒区域の指定区域を決めている。

#### (太陽光発電パネルの設置向きについて)

櫻井委員 今回、太陽光発電施設に関する案件が多いが、航空写真を見ると多くが南向きに設置している。太陽光発電パネルを設置する場合、フラットな場所に設置する場合と斜面に設置する場合がある。恐らく発電効率としては斜面の方が望ましいので、業者は斜面に設置しようとするが、一方でパネルは重いので大雨や強風でパネル自体が外れ、壊れるといったリスクが発生する。全体的な傾向として、フラットと斜面、どちらに設置するケースが多いのか。

森林課 今回諮問させていただいている面積が5ha以上の太陽光発電施設については、基本的にフラットな場所に設置しているケースが多い。小規模な太陽光発電施設では斜面に設置することもあるが、大規模に太陽光発電パネルを設置する場合は、ある程度土地を切土盛土したうえで、現場をフラットにしてパネルを設置するケースが一般的かと思う。一方で、切土盛土などの土砂の工事をしているので、土砂の流出防止をしっかりとしたうえで、パネルを設置する必要がある。

#### (市町村からの意見について)

阿部委員 今回、多くの市町村の案件があるが、地元の市町村から何か意見は出ているのか。何か大きな課題は発生していないか。

事務局 国土利用計画法に基づき関係市町村へ意見照会したところ、特に意見は出しておらず、課題はないと考えている。

## (成田空港周辺のまちづくりについて)

石川委員 今回の案件で一番大きな変更は成田空港だと思う。やはりこれからの千葉県にとって非常に大事なエリアであると考えている。

資料 1-2、10 ページに変更区域が黄色で着色されているが、資料 1-3、2 ページの整理番号 2 では成田空港の更なる機能強化の集団移転の代替地として「田園型居住地創出拠点」を整備と書かれている。これらの関係性について教えていただきたい。

資料 1-2、10 ページの航空写真を見ても分かる通り、千葉県の谷津田は芸術的な美しさである。谷津田は降った雨を溜めて、それを小川に流して、そして池がある。土地のシステムとして自己完結型である。田園型居住地創出拠点という、千葉県の場合、県土が持っている自己完結的な小さなユニットで、持続的なまちづくりである。約 1,000ha の空港拡張に伴うまちづくりということで、その方針、背景などを教えていただきたい。

事務局 資料 1-2、10 ページの黄色い部分については、すべて成田空港が拡大して空港敷地となる部分であり、その区域について農業地域を縮小するものである。

田園型居住地創出拠点とは、成田空港の拡大用地にかかった方々の集団移転の住宅開発として、「気軽に農業に親しみながら学べる住宅地の創出」、「周辺の集落環境の保全、改善」、「農業に関わる人々の交流による地域振興」を基本方針としたまちづくりの計画である。

石川委員 資料 1-2、10 ページの黄色い区域がすべて空港になり、それとセットで集団移転の話がある。田園型居住地創出拠点はどこになるのか。

事務局 整理番号 2 が田園型居住地創出拠点となるところである。

石川委員 この巨大な成田空港の集団移転の代替地として、田園型居住地創出拠点とあるので、これは県が行う大きな政策に聞こえるが。

事務局 田園型居住地創出拠点とは、芝山町の計画であり、芝山町の移転対象者が町の中で移転できるように計画したものである。例えば隣の多古町の移転対象者に対する事業についても、場合によっては今後出てくる可能性がある。

石川委員 1,000ha 以上にも及ぶ成田空港の敷地拡張に伴う拠点形成が芝山町の計画だと思わなかった。やはり成田空港周辺地域全体に関して、個別の事案としてではなく、千葉県として、県土という視点から広い視野で考えていただきたいと思う。

事務局 いただいた意見は県庁全体で共有したいと思う。

議長 今回、太陽光発電施設などによる森林地域の減少について、多方面への影響を危惧する意見を多数いただいた。また、成田空港に関して、田園型居住地創出拠点事業に関連して意見をいただいた。これは大変夢のある事業だと思う。

今回、これだけ専門の委員の皆様にご出席いただき、貴重な意見

をいただいたので、ぜひ県庁全体で共有していただき、生かして  
いただきたいと思います。

それでは、知事から諮問を受けた「土地利用基本計画図の変更」  
について、原案どおり承認するという事で、知事に答申して  
よろしいか。

各委員（異議なし）

議長 では、原案どおり承認するという事で、知事へ答申することとする。

## （２）県土利用のモニタリングに関する調査について（報告）

### （議事説明）

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局〔資料２「県土利用のモニタリングに関する調査報告書」に基づき説明〕

議長 それでは質問・意見のある方は発言をお願いします。

### （原野の増加及びその対策について）

宮本委員 県土の利用区分ごとの面積について、10 ページを見ると原野が大幅に  
増えている。これはどれくらいまで増え続けるのか。上限はあるのか。  
また、これに対する対策はどう考えているのか。

事務局 原野の増加の上限について、答えることは難しい。現状、耕作放棄地  
は増えており、耕作放棄地となって数年のうちは再生利用可能だが、  
何年か放置していると開墾が必要なほどに荒れてしまったものが原野  
として定義されている。

県では、耕作放棄地の再生事業や担い手支援事業を行っており、  
耕作放棄地の減少に努めている。

### （モニタリング指標について）

中村委員 相続土地国庫帰属法が４月から施行されることとなり、土地の相続  
放棄地や所有者不明土地問題に一石を投じるのではないかと考えている。  
ただ、制度上、実用化には費用面で問題があるので難しい面もあるのが  
実情である。こうした新しい制度の実績について、モニタリング指標  
とすることは可能か。

事務局 現在、第５次計画のモニタリング指標として125指標を設定して  
いる。次期計画を策定する際に、モニタリング指標についても併せて  
委員の皆様にご議論いただく予定である。実績について市町村などを  
通して把握できるような体制であれば可能だと思う。

中村委員 実績を把握できるような体制づくりは行われているのか。

事務局 法律ができたばかりで把握していない。（後日確認：現在、庁内の対応  
体制を整えているところである。）

### (原野と耕作放棄地の関係について)

秋葉委員 10 ページの参考のデータは千葉県の数値か教えていただきたい。  
また、原野は平成 27 年に比べて 4,253 h a 増加しているが、この増加分のうち耕作放棄地から変化したものがどれくらい含まれているのか。

事務局 参考の数値は千葉県の数値である。原野のうち耕作放棄地から変化したものの割合について、国土交通省に問い合わせたが、分からなかった。原野の数値根拠は国土交通省の調査、参考の数値根拠は農林水産省の調査をそれぞれ基にしているため、根拠が多少違う。

秋葉委員 そうであれば、注釈等で分かりやすく表記すべきである。

事務局 修正する。

### (モニタリング結果に対する評価について)

石川委員 28 ページの表に指標ごとの進捗状況が記載されている。指標には社会全体に関係する非常に大事なものや、ある分野に限られたものがあり、県で解決することが難しいものもあると思う。なので、評価として、単に数値が上がっている、下がっているだけではなくて、この状況を踏まえてどう解決していくかを記載していただきたい。

例えば、122 ページに緑の基本計画策定市町村数という指標がある。本計画は基本的に市町村が策定主体だが、気候変動などに対し、ひとつの自治体で頑張っても難しいということで、どのように地域連携をしていくかという研究会が発足している。県は策定や改定に当たり助言をすることだが、もう少し、県の関与を増やすことについて、検討いただきたい。

事務局 担当部局へ共有するとともに、国の動向などを注視していきたい。

### (モニタリング指標の進捗状況について)

山崎委員 28 ページの指標番号 12、空き家戸数について、基準年に対し令和 4 年が増えている。これは進展なのか。指標によって何が目標達成なのかわかりづらい。

指標番号 3、DID 面積は増加した方がよいという目標なのか。

事務局 空き家については、戸数を減らすことが目標なので、進展ではない。訂正する。DID 面積については、コンパクトシティ化を進めている関係で、増加を目標としている。

### (モニタリング制度の運用方法について)

志賀委員 このモニタリング制度は非常に重要な取組だと思うが、単に定期的に継続して調査して、事後評価を行う際の基礎資料として活用するだけでなく、将来に向けて今何をすべきなのかとか、改善すべき点は何なのかなどが明らかになるような制度にすることが課題だと思う。制度を運用するに当たり、そのような観点が必要だと思うので、

検討いただきたい。

事務局 この県土利用のモニタリング制度は、千葉県独自の整理で行っている。制度の運用や指標の内容などについては、次期計画策定と併せて検討していくこととなるので、その際は委員の皆様にご議論いただきたいと考えている。

議長 社会情勢が日々変化している中で、モニタリング制度の趣旨なども更新していく必要も出てくるかもしれない。事務局にはそのあたりの検討もお願いしたい。

それでは議事2を終了する。本日は委員の皆様から大変貴重な意見をいただいた。繰り返しになるが、いただいた意見を十分に、関係部局また県庁全体で共有していただきたい。

以上